

2月の施設情報

- 保健センター**(15~28日)
健康管理課(内線333、338、339、357)
- 腰痛肩こり体操**
19日(月)・26日(月)午前10時~11時30分
15日(木)・22日(木)午後1時30分~3時(福祉会館)
- 健康相談** 19日(月)・26日(月)午後1時30分~3時30分
- 健康体操**
15日(木)・22日(木)午前9時30分~11時30分
- 乳児後期健診**
23日(金)午後1時15分~2時45分
- 1歳9か月健診**
15日(木)午後1時~2時45分
- リハビリ教室** 21日(水)・28日(水)午前9時30分~11時30分
- あそびの広場**
20日(火)午前9時20分~11時
- マタニティスクール**
16日(金)午後1時20分~4時
- マタニティクッキング**
27日(火)午前10時~午後1時
- ツベルクリン反応**
20日(火)午後2時~3時20分
- BCG予防接種**
22日(木)午後2時~3時20分

- 市民温水プール** ☎931-5277
- 臨時休館** 26日(月)
- ワンポイントアドバイス**
19日(月)午前10時30分~11時45分
- 市民体育館** ☎932-5011

- トレーニング講習会**
28日(水)午後7時~8時15分/18歳以上の男女20人対象/19日(月)午前9時から受付(午前9時の時点で20人以上の場合は、抽選を行います)
※受講料1,000円と顔写真(3×2.5cm)を持参してください。

- 子育て支援センター-ひまわり** ☎935-0267
- 第7回子育て講座「親子でリサイクル楽器であそびましょう!」** 3月6日(火)午前10時~11時30分、第6保育所、親子25組対象、講師上畑美佐江先生
※申込み 子育て支援センター「ひまわり」へ

スポーツ ショートテニス交流大会
日時 3月18日(日)午前9時~
場所 市民体育館
対象 15歳以上(中学生を除く)
募集チーム数 フリーの部、女子の部、初級の部(経験3年以上・ただしクラブ員を除く)とし、合計40チーム
申込み 所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、3月9日(金)までに教育委員会社会教育課スポーツ振興係(内線325)へ。
※申込用紙は、社会教育課、公民館、市民体育館、市民温水プールにあります。

ふれあいショートテニス(後期)
日時・場所
○2月26日(月)向陽小学校体育館
○3月5日(月)向陽小学校体育館
○3月12日(月)市民体育館小体育室
※時間はいずれも午後7時~9時
対象 15歳以上(中学生を除く)市民
申込み 各開催前日までに教育委員会社会教育課スポーツ振興係(内線325)へ。

講座・教室・講演
2001年ボランティア国際年企画「阪神淡路大震災から学ぶ、ボランティア活動」
若屋市民がどのように復興に向けて取り組んだのか。地域福祉ボランティア活動の教訓を課題としてお話いただき、これからのボランティア活動について話し合います。
日時 2月17日(土) 〇午前の部:10時~12時 〇午後の部:1時~3時 〇午後②の部:3時30分~5時30分 〇夜間の部6時~8時
場所 市民体育館
参加費 各時間1人300円
種目 バドミントン、卓球、バスケ、卓球ボール(60歳以上の方に卓球台3台無料開放)
申込み 当日受付
持ち物 体育館シューズ、ラケット、シャトルコック、ピンボール(貸し出しも行います。)

固定資産税課税台帳の縦覧
平成13年度の固定資産税課税台帳の縦覧を行います。課税の基礎となる評価額などが登録されていますので、内容を十分確認してください。
期間 3月1日(木)~21日(水)午前8時30分~午後5時(土・日曜日は除く)
場所 税務課固定資産税係
縦覧できる方 納税義務者本人か納税管理人および代理権を有する代理人(委任状が必要)
縦覧に必要なもの 印鑑、前年度の納税通知書(ない場合は、縦覧する必要があります。)

福祉 身体障害者巡回更生相談
日時 2月27日(火)午後1時~3時
場所 大山崎ふるさとセンター
審査科目 整形外科、耳鼻咽喉科
内容 身体障害者手帳、補装具などの相談
持参する物 身体障害者手帳(所持者のみ)、補装具(現在使用されているもの)、印鑑
※相談を希望される方は、事前に市役所または身体障害者更生相談所に電話などで予約してください。
◎社会福祉課障害者福祉係(内線347)、京都府身体障害者更生相談所 ☎0774-554119

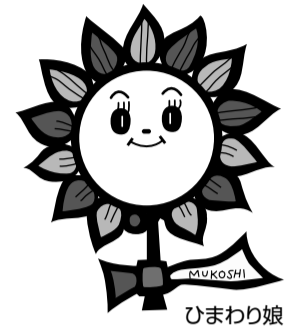
募集しています
市内在住の寝たきりなどで日常生活に支障がある高齢者、心身障害者(児)の家庭で、買物、掃除、入浴などの家事援助や身体介護を行う登録ホームヘルパーを募集しています。
職種 ホームヘルパー
採用予定人員 若干名
年齢 概ね50歳までの方
応募資格 2級ヘルパー資格
土日・祝日も勤務可能な方
勤務日時 日曜日から土曜日・祝日(午前7時~午後10時)の必要な時間
賃金(昼間1時間) 家事950円、介護1250円、複合1100円
勤務場所 向日市社協ホムヘルセンター(福祉会館内)
提出書類 市販の履歴書1通(写真添付)
申込先 社会福祉協議会施設部 ☎931-3294

市役所嘱託職員(非常勤)募集
職種 運転手(マイクロバス)1名採用
対象 昭和14年4月2日~昭和20年4月1日の間に生まれた方で大型2種運転免許所持者でバス運転の経験者
採用予定日 平成13年4月1日
試験日 2月23日(金)
試験内容 面接・教養試験
申込期間 2月15日(木)~22日(水)(土・日除く)午前8時30分~正午、午後1時~5時に市販の履歴書に写真を貼り、職員課(内線518)へ提出(郵送不可)。提出書類は返却しません。

市の情報をお知らせします

Information

行事、講座、教室や、お知らせなどを掲載しています。



ひまわり娘

市への郵便物はこちらへ
〒617-8665 向日市役所
市へのお問い合わせはこちらへ
☎931-1111
市へのファックスはこちらへ
FAX 922-6587

インフォメーション

25へ。 軽自動車から 軽自動車の登録事項の変更手続
軽自動車税は4月1日現在の登録者に課税されます。軽自動車、バイクをお持ちの人で、廃車・転出・譲渡・名義変更・盗難・標識の紛失などが生じた場合は、手続きが必要です。年度末は、窓口がたいへん混雑しますので、早めに申告してください。
申告先 125cc以下のバイクと小型特殊自動車は市役所税務課(内線222)へ。印鑑とナンバープレート(廃車・転出の場合)を持参してください。軽4輪は、京都府軽自動車検査協会 ☎691-6516へ。125cc超のバイクは京都陸運支局 ☎681-9761へ。

催し
耐寒歴史ウォーク
「西国街道を歩く」向日町から東寺へ
日時 2月24日(土)午前10時~午後1時
集合場所 JR向日町駅前
コース 西国街道に沿って史跡を見学しながら東寺まで。
参加費 100円(資料代、保険料ほか)
案内 大山崎ふるさとガイドの会、長岡京市ふるさとガイドの会、文化資料館施設アライターのみなさん
申込み 前日までに直接または電話で文化資料館 ☎931-1182へ。
※小雨決行、雨天中止(不確かな場合は午前8時以降にお問い合わせください。)

福祉
身体障害者巡回更生相談
日時 2月27日(火)午後1時~3時
場所 大山崎ふるさとセンター
審査科目 整形外科、耳鼻咽喉科
内容 身体障害者手帳、補装具などの相談
持参する物 身体障害者手帳(所持者のみ)、補装具(現在使用されているもの)、印鑑
※相談を希望される方は、事前に市役所または身体障害者更生相談所に電話などで予約してください。
◎社会福祉課障害者福祉係(内線347)、京都府身体障害者更生相談所 ☎0774-554119

募集しています
市内在住の寝たきりなどで日常生活に支障がある高齢者、心身障害者(児)の家庭で、買物、掃除、入浴などの家事援助や身体介護を行う登録ホームヘルパーを募集しています。
職種 ホームヘルパー
採用予定人員 若干名
年齢 概ね50歳までの方
応募資格 2級ヘルパー資格
土日・祝日も勤務可能な方
勤務日時 日曜日から土曜日・祝日(午前7時~午後10時)の必要な時間
賃金(昼間1時間) 家事950円、介護1250円、複合1100円
勤務場所 向日市社協ホムヘルセンター(福祉会館内)
提出書類 市販の履歴書1通(写真添付)
申込先 社会福祉協議会施設部 ☎931-3294

ご存じですか?

児童扶養手当 特別児童扶養手当



お問い合わせ 児童家庭課母子児童係(内線349)

児童扶養手当とは

父のいない家庭の児童、又は父がほぼ1級程度の重度障害の状態にある家庭の児童の心身が、すこやかに成長するように、その児童の母又は母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

○支給の対象となる児童

18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童もしくは20歳未満の中程度以上の障害がある児童で次のいずれかに当てはまる場合、支給の対象となります。「父母が離婚した後、父と別れて生活している児童」「父が死亡した児童」「父が重

度障害の状態にある児童」「父が生死不明の児童」「1年以上、父から遺棄されている児童」「1年以上、父が法令により拘禁されている児童」「婚姻によらないで生まれた児童」など

○支給の対象とならない場合

「支給の対象となってから正当な理由がなく支給を受けず5年以上たっているとき」「日本国内に住んでいないとき」「手当が受給できる人又は児童が公的年金を受けられるとき」「児童が児童福祉施設に入所しているとき」などは、支給の対象になりません。

「婚姻をしたとき又は婚姻の届出はなくても実際に婚姻と同様の状態になったとき」「受給している人もしくは児童が公的年金を受けようになったとき」「児童

が父親に引き取られたとき」などは、支給される資格がなくなりますので、速やかに届け出てください。

特別児童扶養手当とは

中程度以上の身体障害や知的障害のあるお子さん(20歳未満)を家庭で養育・介護している人に支給されます。

児童が児童福祉施設に入所したとき、日本国内に住んでいないときなどは、支給される資格がなくなりますので、速やかに届け出てください。

※両手とも、外国人の方についても、対象となります。また、受給している人及び扶養義務者(同居している両親など)の所得による制限があります。